

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月12日
【四半期会計期間】	第23期第2四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	サンネクスタグループ株式会社 （旧会社名 日本社宅サービス株式会社）
【英訳名】	SUNNEXTA GROUP Inc. （旧英訳名 Japan Corporate Housing Service Inc.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高木 章
【本店の所在の場所】	東京都新宿区笹塚35番地
【電話番号】	03-5229-8839（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務グループ長 吉田 勇
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区笹塚35番地
【電話番号】	03-5229-8839（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務グループ長 吉田 勇
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） （注）2019年9月27日開催の第21回定時株主総会の決議により、 2020年7月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第2四半期連結 累計期間	第23期 第2四半期連結 累計期間	第22期
会計期間	自 2019年7月1日 至 2019年12月31日	自 2020年7月1日 至 2020年12月31日	自 2019年7月1日 至 2020年6月30日
売上高 (千円)	4,172,738	4,121,711	8,626,489
経常利益 (千円)	390,570	409,626	902,968
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	238,274	207,760	561,762
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	602,827	1,066,416	807,672
純資産額 (千円)	7,154,683	8,277,319	7,259,215
総資産額 (千円)	9,953,728	11,492,283	10,361,431
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	24.71	21.00	58.05
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	23.45	20.23	55.19
自己資本比率 (%)	70.5	71.0	68.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	220,305	127,022	857,207
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	171,279	14,894	197,244
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	69,442	86,833	177,777
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	3,177,315	3,705,212	3,679,916

回次	第22期 第2四半期連結 会計期間	第23期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	10.78	15.25

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の子会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(社宅マネジメント事業)

2020年7月1日付で、会社分割(新設分割)により、子会社である日本社宅サービス株式会社を設立したことに伴い、同社を連結子会社としております。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分及び名称を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響から停滞を余儀なくされ、政府による緊急事態宣言の解除後は経済活動の再開に伴う持ち直しの動きが一部で見られたものの、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは今後の新常態を見据え、様々な環境変化が想定される中で、中期ビジョン「NEXT STANDARD 2025」～アウトソーシングを通じて人の暮らしを豊かにする～の実現に向けて、2021年6月期を初年度とし、2025年6月期までの5ヵ年を対象とした中期経営計画を発表し、その中で、デジタル化の一層の推進や健康経営をベースにした働き方改革を実行しながら、今後の市況の変化等を見越した事業拡大と生産性向上への投資を行い、また、2つの基盤事業において成長基調を追求しながら、次なる事業の創造と育成も同時に進め、収益構造を変革することで、企業価値の向上に努めております。

当社グループの基盤事業であります社宅マネジメント事業とマンションマネジメント事業におきましては、お客様や従業員の安全確保に注意を払い、新型コロナウイルス感染拡大への対策を講じながらサービスを継続しておりますが、一部の顧客企業や管理組合においては、営業活動の自粛や理事会・総会の開催延期による影響から新規受注における投資の意思決定や工事の受注等に遅れが見られ、周辺サービスにおける購買意欲回復には時間を要しており、引き続き注視すべき状況が続いております。

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、2つの基盤事業においてストックの積み上げによる売上は堅調に推移しているものの、前期に発生した一過性の売上の減少もあり、売上高41億21百万円（前年同期比1.2%減）となりました。また、利益面では、一部投資等の費用が下期にずれたことに加え、退任取締役に対する特別功労金（特別損失）を贈呈したことにより、営業利益は3億88百万円（同1.0%増）、経常利益は4億9百万円（同4.9%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は2億7百万円（同12.8%減）となりました。

なお、当社連結子会社であるサンネクスタリーシング株式会社が保有する無形固定資産について、インキュベーション事業における保険サービスへのコロナ禍による営業自粛等の影響を踏まえ、事業を再評価した結果、先行きの不透明感から回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、無形固定資産（のれんを含む）の減損損失として、特別損失25百万円を計上しております。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当社グループでは、第1四半期連結会計期間より、中期ビジョンの実現に向けて、今後、「住まいと暮らしを支える人々のマネジメントスタイルの変革支援」を事業の中心において、住まいの安全・安心・快適を推進することから、マネジメントアプローチによる管理を一層強化するため、報告セグメントの名称変更とサービスの事業軸の見直しを行いました。これにより、「社宅管理事務代行業」を「社宅マネジメント事業」、「施設総合管理事業」を「マンションマネジメント事業」、「その他事業」を「インキュベーション事業」にそれぞれ変更し、従来「その他事業」に含まれていたコスト削減サービスを「社宅マネジメント事業」に含めることとしました。

また、以下の前年同四半期比較につきましては、前年同四半期は持株会社移行前であり、セグメントごとの利益の算出が困難なことから、売上高のみ変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。

社宅マネジメント事業

社宅マネジメント事業においては、コロナ禍における企業内の意思決定に一時的な鈍化がみられ、新規の受注は遅延しているものの、アウトソーシングへの関心は、引き続き高い状態にあります。そのような状況の中、期首計画に沿って事業拡大に向けた人員やシステム関連の増強を進めながら、既存のストック件数を堅調に積み上げた結果、売上高は20億17百万円（前年同期比2.9%増）、営業利益は7億22百万円となりました。

マンションマネジメント事業

マンションマネジメント事業においては、ストックであるマンション等の管理棟数及び管理戸数は堅調に推移しましたが、前期に見られた台風等の自然災害の修繕工事の減少や、理事会等の延期に伴う合意形成の遅れの影響により、修繕工事の時期ずれが発生いたしました。加えて、不動産販売においても一部に商品化の遅れがあったことから、売上高は19億14百万円（前年同期比6.3%減）となりました。また、費用面ではマンションの運営サポートをするフロントマンを中心に人員の増強を進めたことから、営業利益は62百万円となりました。

インキュベーション事業

インキュベーション事業においては、24時間対応のコールセンターサービスが順調に増加した一方で、保険サービスはコロナ禍の中で営業自粛等により、新サービス拡大に向けた活動が大幅に遅れており、売上高は1億89百万円（前年同期比12.2%増）、営業損失は5百万円となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ11億30百万円増加し、114億92百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ89百万円減少し、58億3百万円となりました。これは主に営業立替金の減少1億70百万円、現金及び預金の増加25百万円によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ12億20百万円増加し、56億89百万円となりました。これは主に投資有価証券の増加12億37百万円によるものであります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べ1億12百万円増加し、32億14百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ2億78百万円減少し、17億73百万円となりました。これは主に営業預り金の減少2億30百万円、その他に含まれる前受金の減少47百万円によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ3億90百万円増加し、14億41百万円となりました。これは主に繰延税金負債の増加3億86百万円によるものであります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ10億18百万円増加し、82億77百万円となりました。これは主に保有株式の時価評価に伴うその他有価証券評価差額金の増加8億58百万円及びストックオプション行使に伴う資本金等の増加によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より25百万円増加し、37億5百万円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により増加した資金は1億27百万円（前年同期は2億20百万円の資金の増加）となりました。これは主に営業預り金の減少2億30百万円及び法人税等の支払1億87百万円があったものの、税金等調整前四半期純利益が3億36百万円、営業立替金の減少が1億70百万円となったことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は14百万円（前年同期は1億71百万円の資金の減少）となりました。前年同期に比べ支出額が1億56百万円減少した主な要因は、前年同期には事業譲受による連結子会社取得や投資有価証券取得による資金の減少があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により減少した資金は86百万円（前年同期は69百万円の資金の減少）となりました。これは主にストックオプションに伴う株式の発行による収入60百万円、配当金の支払による支出1億46百万円によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更を行っております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項」の(追加情報)(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)をご参照ください。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 主要な設備

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,800,000
計	22,800,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	11,133,000	11,133,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	11,133,000	11,133,500	-	-

(注) 1. 2021年1月1日から2021年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が500株増加しております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2021年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2020年9月25日取締役会決議(第30回新株予約権)

決議年月日	2020年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員43、当社子会社従業員320
新株予約権の数(個)	1,178
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	117,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株につき 1,023
新株予約権の行使期間	自 2022年11月1日 至 2024年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,228.41 資本組入額 (注)3参照
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 発行日以降、株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、本新株予約権を発行後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は株式交換もしくは株式移転を行う場合、1株当たりの行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社又は当社の関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。
- (3) 本新株予約権者は、以下の各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - (ア) 新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - (イ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ウ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

- (5) 新株予約権の行使の条件
 上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2020年9月25日取締役会決議（第31回新株予約権）

決議年月日	2020年9月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（監査等委員である取締役を含む）6
新株予約権の数（個）	86
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	8,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき 1
新株予約権の行使期間	自 2020年10月24日 至 2050年10月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 817.5 資本組入額 （注）2 参照
新株予約権の行使の条件	（注）3 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 参照

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 本新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (4) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2020年9月25日取締役会決議（第32回新株予約権）

決議年月日	2020年9月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員9
新株予約権の数（個）	146
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	14,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき 1
新株予約権の行使期間	自 2020年10月24日 至 2050年10月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 817.5 資本組入額 （注）2 参照
新株予約権の行使の条件	（注）3 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 参照

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員、執行役員又は使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 本新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年10月23日 (注)1	15,500	11,061,500	7,773	868,637	7,773	615,887
2020年10月1日～ 2020年12月31日 (注)2	71,500	11,133,000	27,394	896,032	27,394	643,282

(注)1. 特定譲渡制限付株式報酬としての新株式有償発行

発行価格 1,003円

資本組入額 501.5円

割当先 当社取締役(監査等委員である取締役を除く)及び執行役員 計12名

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(5)【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	950,000	9.51
笹 晃弘	東京都中央区	879,500	8.81
株式会社ベネフィット・ワン	東京都千代田区大手町2丁目6-2	778,000	7.79
長友 孝祥	東京都目黒区	635,300	6.36
株式会社UHPartners2	東京都豊島区南池袋2丁目9-9	515,400	5.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	366,700	3.67
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	323,400	3.24
SUNNEXTAグループ従業員持株会	東京都新宿区笹塚35	302,400	3.03
永井 詳二	東京都港区	222,200	2.23
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	180,000	1.80
計	-	5,152,900	51.60

(6) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,146,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,983,300	99,833	-
単元未満株式	普通株式 2,900	-	(注)
発行済株式総数	11,133,000	-	-
総株主の議決権	-	99,833	-

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式88株が含まれております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) サンネクスタグループ株式会社	東京都新宿区笹塚 町35番地	1,146,800	-	1,146,800	10.30
計	-	1,146,800	-	1,146,800	10.30

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年7月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,704,198	3,729,494
売掛金	306,865	302,189
営業立替金	1,392,395	1,221,673
商品	1,188	1,279
販売用不動産	167,573	151,036
仕掛品	11,186	24,642
原材料及び貯蔵品	11,443	11,585
その他	300,940	363,810
貸倒引当金	2,921	2,620
流動資産合計	5,892,871	5,803,091
固定資産		
有形固定資産	666,068	655,753
無形固定資産		
のれん	240,924	221,225
その他	188,391	157,228
無形固定資産合計	429,316	378,454
投資その他の資産		
投資有価証券	3,123,339	4,360,951
その他	249,835	294,031
投資その他の資産合計	3,373,175	4,654,983
固定資産合計	4,468,560	5,689,191
資産合計	10,361,431	11,492,283
負債の部		
流動負債		
買掛金	157,195	149,319
未払法人税等	225,141	188,426
営業預り金	624,332	393,582
賞与引当金	35,475	49,307
役員賞与引当金	40,999	6,150
株主優待引当金	3,848	-
その他	964,682	986,658
流動負債合計	2,051,675	1,773,444
固定負債		
退職給付に係る負債	178,876	187,042
繰延税金負債	858,334	1,244,484
その他	13,330	9,993
固定負債合計	1,050,541	1,441,520
負債合計	3,102,216	3,214,964
純資産の部		
株主資本		
資本金	836,752	896,032
資本剰余金	1,027,902	1,087,182
利益剰余金	3,706,226	3,768,037
自己株式	459,582	459,582
株主資本合計	5,111,299	5,291,670
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,011,822	2,870,477
その他の包括利益累計額合計	2,011,822	2,870,477
新株予約権	136,094	115,171
純資産合計	7,259,215	8,277,319
負債純資産合計	10,361,431	11,492,283

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)
売上高	4,172,738	4,121,711
売上原価	3,203,276	3,093,028
売上総利益	969,462	1,028,683
販売費及び一般管理費	1,584,371	1,639,913
営業利益	385,091	388,769
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,286	1,319
受取手数料	1,174	1,374
補助金収入	1,683	2,683
保険解約返戻金	25	6,733
受取保険金	80	3,350
その他	2,251	1,969
営業外収益合計	6,500	21,430
営業外費用		
支払利息	123	44
その他	897	528
営業外費用合計	1,021	573
経常利益	390,570	409,626
特別利益		
新株予約権戻入益	453	3,285
特別利益合計	453	3,285
特別損失		
固定資産売却損	569	-
固定資産除却損	1,885	228
減損損失	-	3,251,163
役員退職功労金	-	51,300
特別損失合計	2,455	76,692
税金等調整前四半期純利益	388,569	336,219
法人税等	150,295	128,458
四半期純利益	238,274	207,760
親会社株主に帰属する四半期純利益	238,274	207,760

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)
四半期純利益	238,274	207,760
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	364,553	858,655
その他の包括利益合計	364,553	858,655
四半期包括利益	602,827	1,066,416
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	602,827	1,066,416
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	388,569	336,219
減価償却費	46,244	41,488
減損損失	-	25,163
のれん償却額	17,338	17,338
新株予約権戻入益	453	3,285
貸倒引当金の増減額(は減少)	486	301
賞与引当金の増減額(は減少)	1,196	13,831
役員賞与引当金の増減額(は減少)	12,815	34,849
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	2,455	8,166
株主優待引当金の増減額(は減少)	4,440	3,848
株式報酬費用	34,809	34,716
受取利息及び受取配当金	1,286	1,319
支払利息	430	393
固定資産除却損	1,885	228
固定資産売却損益(は益)	569	-
保険解約返戻金	25	6,733
役員退職功労金	-	51,300
売上債権の増減額(は増加)	45,258	4,676
仕入債務の増減額(は減少)	20,810	7,875
営業立替金の増減額(は増加)	158,071	170,722
たな卸資産の増減額(は増加)	11,862	2,847
前受金の増減額(は減少)	58,348	47,795
営業預り金の増減額(は減少)	238,433	230,749
その他	24,448	12,515
小計	329,904	357,820
利息及び配当金の受取額	1,286	1,319
利息の支払額	515	393
保険解約返戻金の受取額	25	6,733
役員退職功労金の支払額	-	51,300
法人税等の支払額	110,394	187,156
営業活動によるキャッシュ・フロー	220,305	127,022
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	54,874	9,930
無形固定資産の取得による支出	40,772	5,219
投資有価証券の取得による支出	12,100	-
有形固定資産の売却による収入	231	-
貸付金の回収による収入	255	255
事業譲受による支出	53,256	-
その他	10,763	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	171,279	14,894
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	1,252	1,264
株式の発行による収入	56,561	60,596
自己株式の取得による支出	59	-
配当金の支払額	124,691	146,165
財務活動によるキャッシュ・フロー	69,442	86,833
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	20,415	25,295
現金及び現金同等物の期首残高	3,192,502	3,679,916
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	5,228	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,177,315	3,705,212

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第1四半期連結会計期間において会社分割(新設分割)により新たに設立した日本社宅サービス株式会社を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響について連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて検討しており、第2四半期連結会計期間以降徐々に収束に向かうものと仮定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大がほとんどの地域において継続している現状を考慮し、収束時期を翌連結会計年度(2022年6月期)以降徐々に回復していくものと仮定いたしました。その結果、当第2四半期連結会計期間において、当初想定期間における回収可能価額が帳簿価額を下回った一部グループ子会社の固定資産について減損損失を計上いたしました。なお、当該減損損失の詳細は、(四半期連結損益計算書関係)に記載のとおりであります。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な科目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)
役員報酬	91,744千円	32,709千円
給料手当	123,558	209,406
賞与引当金繰入額	4,315	20,810
役員賞与引当金繰入額	21,779	6,150
株式報酬費用	30,204	32,620

2 補助金収入

当第2四半期連結累計期間において、一部グループ子会社で発生した新型コロナウイルス感染症に係る持続化給付金等を補助金収入に計上しております。

3 減損損失

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	事業用途	種類	減損損失 (千円)
東京都新宿区	保険代理店事業	顧客関連無形資産	22,802
		のれん	2,361

当社グループは、減損の兆候を判定するにあたり、原則として事業用資産については各社事業部、サービス区分別により資産グループの単位としております。

上記、事業用資産につきましては、当初想定期間における回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、使用価値の算定にあたっての割引率は9.28%を採用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金勘定	3,201,594千円	3,729,494千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	24,279	24,281
現金及び現金同等物	3,177,315	3,705,212

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年9月27日 定時株主総会	普通株式	124,672	13.00	2019年6月30日	2019年9月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年2月4日 取締役会	普通株式	126,111	13.00	2019年12月31日	2020年3月4日	利益剰余金

(3) 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年9月25日 定時株主総会	普通株式	145,950	15.00	2020年6月30日	2020年9月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年2月5日 取締役会	普通株式	149,791	15.00	2020年12月31日	2021年3月3日	利益剰余金

(3) 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)2
	社宅マネ ジメント 事業	マンショ ンマネジ メント事 業	インキュ ベーショ ン事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	1,961,317	2,042,309	169,111	4,172,738	-	4,172,738
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	821	4,834	34,570	40,225	40,225	-
計	1,962,139	2,047,144	203,681	4,212,964	40,225	4,172,738
セグメント利益又は損失()	377,252	28,713	23,770	382,196	2,894	385,091

(注)1. セグメント利益又は損失の「調整額」は、セグメント間取引消去であります。

なお、当第2四半期連結累計期間においては、持株会社体制に移行前であり、グループ管理費用等を正確に算出することが実務上困難であるため、移行前の「社宅マネジメント事業」に含めております。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)2
	社宅マネ ジメント 事業	マンショ ンマネジ メント事 業	インキュ ベーショ ン事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	2,017,551	1,914,354	189,805	4,121,711	-	4,121,711
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	481	3,486	33,893	37,861	37,861	-
計	2,018,032	1,917,841	223,698	4,159,573	37,861	4,121,711
セグメント利益又は損失()	722,218	62,085	5,785	778,517	389,748	388,769

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額 389,748千円は、セグメント間取引消去9,520千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 399,269千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社である当社において発生するグループ管理費用であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、中期ビジョン実現に向けて今後、住まいと暮らしを支える人々のマネジメントスタイルの変革支援を事業の中心において、住まいの安全・安心・快適を推進することからマネジメントアプローチによる管理を一層強化するため、報告セグメントの名称変更とサービスの事業軸の見直しを行いました。これにより、「社宅管理事務代行事業」を「社宅マネジメント事業」に、「施設総合管理事業」を「マンションマネジメント事業」に、「その他事業」を「インキュベーション事業」にそれぞれ変更し、従来「その他事業」に含まれておりましたコスト削減サービスを「社宅マネジメント事業」に含めております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第2四半期連結累計期間のセグメント区分に基づき組替えたものを開示しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「インキュベーション事業」セグメントにおいて、無形固定資産の減損損失を計上しております。
 なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間において25,163千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

「インキュベーション事業」セグメントにおいて、のれんの減損損失を計上したため、のれんが減少しております。当該事象によるのれんの減少額は、当第2四半期連結累計期間において2,361千円であります。

なお、上記(固定資産に係る重要な減損損失)に当該のれんの減損も含めて記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	24円71銭	21円00銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	238,274	207,760
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	238,274	207,760
普通株式の期中平均株式数(株)	9,641,621	9,889,612
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純 利益	23円45銭	20円23銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	517,806	377,937
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益の算定に含めなかつ た潜在株式で、前連結会計年度末から重要な 変動があったものの概要	-	-

2【その他】

中間配当

2021年2月5日開催の取締役会において、第23期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当金額 149,791千円
 (ロ) 1株当たりの中間配当金 15円00銭
 (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 2021年3月3日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月12日

サンネクスタグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩出博男 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春山直輝 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサンネクスタグループ株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年7月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サンネクスタグループ株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。